

金融機関向け一時払終身保険の発売等について

住友生命保険相互会社（社長 佐藤 義雄）（以下「住友生命」）は、「ふるは一とW」（5年ごと利差配当付増終身保険（一時払い））を平成23年4月1日より提携金融機関において発売いたします。また同時に、現在販売中の「ふるは一とS」（無配当終身保険（一時払い））についてお客さまのわかりやすさ向上の観点から告知項目の見直しを行います。

住友生命は、金融機関向けの一時払終身保険の分野において新発売の「ふるは一とW」、告知項目をわかりやすくした「ふるは一とS」の2商品を提供することで、これまで以上に肌理細かくお客さまの多様なニーズにお応えして参ります。

<住友生命の金融機関向け一時払終身保険> ※販売名称については、取扱金融機関により異なる場合があります。

ふるは~とW

ご家族に「のこす」ことも、ご自身で「つかう」こともお考えの方に。
死亡保障と資産形成のバランスがとれた一時払終身保険です。

ふるは~とS

大切なご家族に「のこす」ことをお考えの方に。
ご契約当初より一時払保険料を上回る死亡保障のある一時払終身保険です。

1 「ふるは一とW」の発売

「ふるは一とW」は、人生の不安を解消し「お客さまの未来を強くする」という願いで開発した「ご家族のために」、「ご自身のために」というあなたの想いを形にした商品です。

“ご家族のために” 一生継続死亡保障で、大切なご家族に安心を「ふやしてのこせる」
“ご自身のために” 一時金として、年金としてご自身で「ふやしてつかえる」

a. 「ふるは一とW」の主な特徴

ポイント① ご家族のために「ふやしてのこせます」

- 第1保険期間中の死亡保険金は、契約日から1年経過以降、所定の割合で毎年増し、一時払保険料を上回る保障を準備できます。
- 第2保険期間開始時に死亡保険金は増加し、以後、一時払保険料を上回る保障が一生続きます。

※第1保険期間…契約日から5年または10年の期間をいい、契約年齢により契約時に決まります。

ポイント② ご自身のために「ふやしてつかえます」

- 解約返戻金は一定期間経過後に一時払保険料相当額に到達し、期間の経過とともに増します。将来の終身保障にかえて年金でお受取りいただくこともできます。

ポイント③ 幅広い世代の方にお申し込みいただけます

- 簡単な2項目の健康状態の告知等によりお申し込みいただけます。
- 15歳～85歳まで幅広い世代の方にお申し込みいただけます。

b. 「ふるは一とW」の商品概要

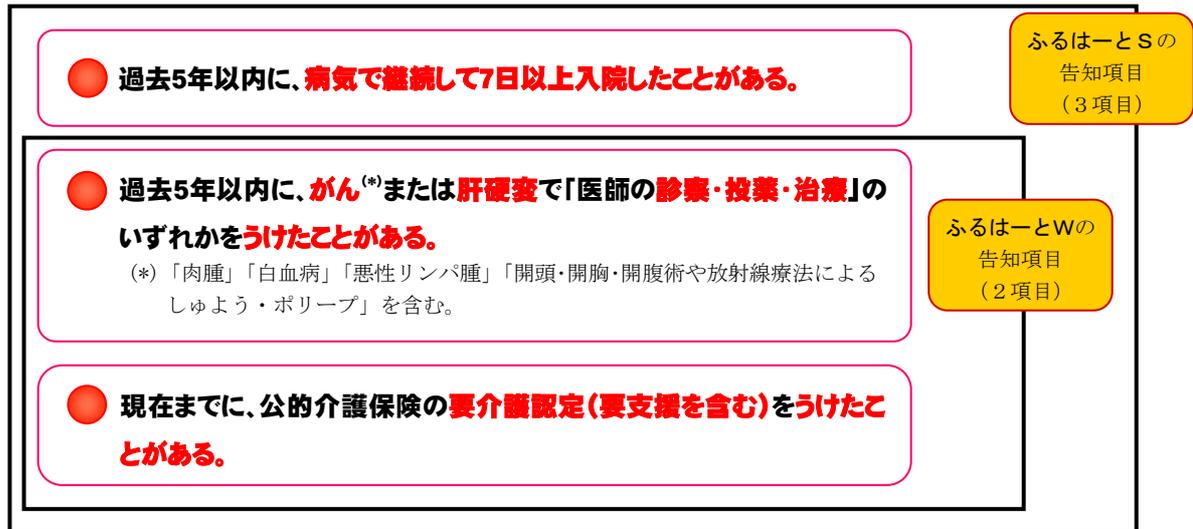
項目	内容											
<p>しくみ図 (イメージ)</p> <p>※契約年齢 50 歳 以上の場合</p>	<table border="1" data-bbox="480 768 1342 981"> <thead> <tr> <th colspan="2">お支払いする保険金</th> <th>お支払金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1保険期間中</td> <td>災害死亡保険金</td> <td>基本保険金額と同額</td> </tr> <tr> <td>死亡保険金</td> <td>契約日から1年経過以降、毎年所定の割合で遡増</td> </tr> <tr> <td>第2保険期間中</td> <td>死亡保険金</td> <td>基本保険金額と同額</td> </tr> </tbody> </table>	お支払いする保険金		お支払金額	第1保険期間中	災害死亡保険金	基本保険金額と同額	死亡保険金	契約日から1年経過以降、毎年所定の割合で遡増	第2保険期間中	死亡保険金	基本保険金額と同額
お支払いする保険金		お支払金額										
第1保険期間中	災害死亡保険金	基本保険金額と同額										
	死亡保険金	契約日から1年経過以降、毎年所定の割合で遡増										
第2保険期間中	死亡保険金	基本保険金額と同額										
<p>契約年齢と 第1保険期間</p>	<table border="1" data-bbox="480 1032 1342 1122"> <thead> <tr> <th>契約年齢</th> <th>15 歳～49 歳</th> <th>50 歳～85 歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1保険期間</td> <td>10 年</td> <td>5 年</td> </tr> </tbody> </table> <p>契約年齢により、第1保険期間が異なります。</p>	契約年齢	15 歳～49 歳	50 歳～85 歳	第1保険期間	10 年	5 年					
契約年齢	15 歳～49 歳	50 歳～85 歳										
第1保険期間	10 年	5 年										
<p>保険料払込方法</p>	<p>一時払いのみ</p>											
<p>保険料の 取扱基準</p>	<p>【最低一時払保険料】 300 万円</p> <p>【最高一時払保険料】</p> <table border="1" data-bbox="480 1440 1342 1529"> <thead> <tr> <th>契約年齢</th> <th>15 歳～49 歳</th> <th>50 歳～60 歳</th> <th>61 歳～70 歳</th> <th>71 歳～85 歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時払保険料</td> <td>6000 万円</td> <td>1 億 5000 万円</td> <td>2 億円</td> <td>3 億円</td> </tr> </tbody> </table>	契約年齢	15 歳～49 歳	50 歳～60 歳	61 歳～70 歳	71 歳～85 歳	一時払保険料	6000 万円	1 億 5000 万円	2 億円	3 億円	
契約年齢	15 歳～49 歳	50 歳～60 歳	61 歳～70 歳	71 歳～85 歳								
一時払保険料	6000 万円	1 億 5000 万円	2 億円	3 億円								
<p>告知</p>	<p>2 項目の健康状態の告知等</p>											

※ご契約時に適用される予定利率は毎月1日に設定されます。

平成17年12月22日より提携金融機関において販売中の「ふるは一とS」（無配当終身保険（一時払い））は、ご契約当初より一時払保険料を上回る死亡保険金・高度障害保険金を保障する一時払終身保険です。平成23年4月1日より、お客さまのわかりやすさ向上の観点から告知項目の見直し（簡素化）を行います。

＜ふるは一とW、ふるは一とSの健康状態の告知項目＞

以下の項目に1つもあてはまらなければ、告知書扱いでご契約いただけます。



※以上の告知項目すべてにあてはまらない場合でも、ご職業・体格等によってはご契約いただけないことがあります。

※「ふるは一とS」については、保険料または保険金額が告知書扱加入限度額を超える場合や、告知項目に該当した場合等は医師の診査等が必要です（診査結果等によりご契約いただけないことがあります）。

※本資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット」および「ご契約のしおりー約款」（「ふるは一とS」の場合は、「契約概要／注意喚起情報」商品パンフレット）および「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

以上